

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和7年12月22日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後3時10分	
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室	
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	14名 28名
出席委員数	法第8条による委員数 法第18条による委員数	11名 23名
欠席委員	都築 英治委員、杉本 哲哉委員、菱田 政量委員、 加藤 日登志推進委員、鳥居 英持推進委員、川澄 英治推進員、 畔柳 真推進委員、杉山 義和推進委員	
議長	会長 林 茂樹	
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、池田主事、 大橋主事、新山主事補、青山	
議事録署名者	6 横山 淳子 委員 12 岩瀬 正則 委員	

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 6番 横山 淳子委員 12番 岩瀬 正則委員

また、欠席者は 7番 都築 英治委員 8番 杉本 哲哉委員

11番 菱田 政量委員 6番 加藤 日登志推進委員

11番 鳥居 英持推進委員 13番 川澄 英治推進委員

16番 畔柳 真推進委員 23番 杉山 義和推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第53号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

今回の申請は、受付番号39番から42番の4件です。

申請内容は、所有権移転をするものが3件、使用貸借権を設定するものが1件です。

受人の理由は、農耕に精進するためが4件です。

渡人の理由は、相手方の要望によるためが4件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第2 第54号議案 農地法第4条の規定による許可申請について及び日程第3 第55号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2第54号議案 農地法第4条の規定による申請についてご説明いたします。

今回の申請は受付番号10番の1件で、転用用途は一般個人住宅です。

続きまして、日程第3第55号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明いたします。

今回の申請は、受付番号106から117番までの12件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が7件、駐車場が2件、農業用倉庫が1件、物流倉庫が1件、粘土採掘場が1件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、受付番号109番の物流倉庫、117番の粘土採掘場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、12月15日(月)に杉本哲哉委員と杉浦和彦委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第56号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第4第56号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号22番及び23番の2件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第57号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第5 第57号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和7年度農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表をご覧ください。

新規に利用権を設定する面積が、10,167㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が、2,179㎡、合計、12,346㎡です。

2ページ目及び3ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご了承いただけましたら、農地中間管理機構に書類を提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第6 報告第12号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号56番から63番の8件です。

転用行為別にみますと、共同住宅の建築が1件、駐車場の設置が1件、通路用地が1件、宅地用地が1件、住宅の建築が4件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号173番から186番の14件です。

解約事由別にみますと、賃貸するためが1件、自作するためが1件、転用するためが1件、高齢により耕作するのが難しいためが2件、収用のためが2件、売却するためが7件です。

最後に10ページ、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号10番から11番の2件です。2件とも申請地は20年以上前から宅地として一体利用されています。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について池田主事から次のとおり説明があった。

1 農用地利用計画変更申出について

右肩に協議依頼事項とある、農用地利用計画変更についてという資料をご覧ください。1ページ目は令和7年11月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の内訳を記載しております。

今回の申出は、農用地区域からの除外が9件で面積13,028.57㎡でした。

除外の申出を目的別に見ますと、住宅用地が4件、駐車場や資材置き場用地が5件となっております。

それぞれ詳細につきましては、裏面の2ページのとおりです。

1,000㎡以上の案件は当日配付資料の協議依頼事項、農用地利用計画変更申出についての関連資料として、位置図と土地利用計画図を載せておりますのでご確認ください。

なお、各案件に係る現地調査につきましては、12月15日に、杉本哲哉委員と杉浦和彦委員にお願いし実施いたしました。

本案件については、本委員会でご了承いただけましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について農務課振興係杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 認定農業者の認定について

定例会次第1ページの資料1をご覧ください。

令和7年1月1日と令和8年1月1日現在の認定農業者数を示してございます。直近の令和8年1月1日の時点でございますが、安城市認定と愛知県認定を合わせまして144名でほぼ昨年と同数でございます。ちなみに新規認定が6

名、更新をされなかった方が7名でございます。また、期間の更新に伴い、市の認定から、市外にも複数の市にわたって耕作地を持っている方は県の認定に移行されているため、内訳が変わっておりますが統計上の全体数の変更はございません。

以上で説明を終わります。

議長質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

2 認定新規就農者の認定について

上記について農務課農政係高橋係長から次のとおり説明があった。

「農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の認定について」ご報告をさせていただきます。資料2ページの資料2をご覧ください。

認定新規就農者とは、新規で農業経営を始めた又は始める予定の農業者の内、「青年等就農計画」という、経営開始から5ヶ年の事業計画を市に提出し、その計画が実現可能なものであること、また市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で定める基準に適すると認められた者のことを表します。

計画の認定におきましては、申請内容について「安城市地域担い手育成総合支援協議会」へ意見聴取をさせていただき、適当であると認められたものが認定されることとなっております。令和7年に認定された、2名について紹介させていただきます。

●●様におかれましては、●●地区の●●町にて路地果樹イチジクを栽培されています。

続きまして●●様が●●町にて同じくイチジクを栽培されています。

制度が開始された平成26年から令和6年までに、認定を受けた認定新規就農者は、資料に記載のとおり19名、●●様、●●様を加えまして、累計で21名となりました。

以上、簡単ではありますが、「農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者の認定について」の報告となります。ありがとうございました。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、以下の連絡報告事項について、石原係長より説明があった。

3 不耕作地・違反転用農地の指導結果について

農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、長期間にわたる調査及び指導にご協力をいただき、大変ありがとうございました。本日は、その結果についてご説明をさせていただきます。

では、3ページ、資料3をご覧ください。

始めに、(1)の不耕作地につきましては、今年度は対象となる173筆、124,499㎡の所有者に指導文書を送付いたしました。

このうち、指導により改善された面積は52,467㎡でしたので、解消率は約42%でございました。一方、未改善の農地は72,032㎡であり、市内の総農地面積の3,580haに対する未改善農地の割合は約0.20%という結果となりました。

令和6年度(昨年度)との比較では、令和7年度は、指導前の指導対象となる不耕作地面積が増加しており、また、解消面積も増加しているという結果でした。指導後不耕作地面積は令和5年度以降の3か年において、増加傾向となっております。

次に(2)の違反転用農地につきましては、今年度は119筆、82,872㎡で、解消面積は1,238㎡でございました。指導後の違反転用率は約0.23%でした。違反転用農地につきましては、解消に結び付けるのは、なかなか難しい状況にありますが、違反転用農地を増やさないように違反転用農地の所有者に対して地道に指導を続けることはもちろんですが、早期発見、早期対応に留意してまいりたいと考えております。

資料の4ページから9ページには、不耕作地の指導対象とした農地一覧を、10ページから14ページには、違反転用農地の指導対象とした農地一覧を記載しております。不耕作地、違反転用農地ともに、表の一番右の列に「再指導文書」という欄がありますが、この欄に「○」が記載された農地につきましては、1月中旬ごろを目安に改めて指導文書を送付いたします。なお、ご紹介ですが不耕作地につきましてはその後の指導文書と合わせて農地マッチング制度のチラシを配布しまして、その結果7件の新たな農地マッチング台帳への登録がありました。そのうち3件につきましては農地マッチングの成立に至っておりますので一定の成果が得られたと思っております。

そして、本日の報告をもって今年度の農地パトロールの強化期間は一旦終了しますが、農業委員会にとってこうした活動は、当該期間の内外を問わずいつでも行うべき業務でもあります。なお改善がなされない現場につきましては、今後も引き続き監視と指導を続けてまいりますので、委員の皆様におかれましてはご協力をお願いいたします。

なお、今年度の活動に対する手当てにつきましては、1月の報酬時にお支払い

をさせていただく予定でございます。

この件についての説明は、以上でございます。

4 粘土採掘現場の現地調査に係る是正指導結果について

10月29日及び11月4日に施工中の粘土採掘場を調査し、1事業者に対して計2点の是正指導を行いました。是正期限である11月28日までに、是正完了の報告を受けております。

5 タブレットの設定について

タブレットの設定についてでございますが、先月の定例会の際に、事務局でセキュリティ対策アプリのインストールを行わせていただく旨のご報告をいたしましたが、各タブレットごとにアプリ内での設定が必要であることが判明しましたので、いったん事務局でタブレットを回収させていただきまして、設定が完了しましたら来月の定例会の際にお返しさせていただきます。本日の開催通知にも書かせていただきましたが、タブレットを本日お持ちいただいた方は事務局へお渡しください。本日お持ちいただいていない方は、お手数をおかけしますが1月上旬くらいまでに事務局へお持ちいただけますと助かります。

次第にはございませんが先月の定例会で令和8年度の農業委員の改選に係る次期委員の推薦についてご説明をさせていただきましたが、明日23日に農用地利用改善組合と農務連絡員の連絡会の中で正式に改善組合長様に依頼させていただきますので、また改善組合長様から協力依頼があるかもしれません。その時はご協力をお願いいたします。

6 次回予定

次回でございますが、1月22日（木）の午後1時30分から、本庁舎2階第4会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員意義なく了承。

午後3時10分、議長は閉会を宣する。